

2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

年末の生活安全市民運動

期間：令和2年12月1日(火)～20日(日)までの20日間

重点事項：振り込み詐欺等の被害防止、住宅対象侵入盗の被害防止、自動車盗の被害防止、ひったくりの被害防止

(2) スローガン

みんなであらう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起さない」「犯罪を見逃さない」3N(ない)

(3) 主要実施事項

◇振り込み詐欺等の被害防止～犯行の手口も巧妙化～

- ①他人に暗証番号を教えたり、キャッシュカードの話を渡さないようにし、電話でお金やキャッシュカードの話をしたら電話を打ち切つて、家族や警察に相談しましょう。
- ②家族で集まる機会などを利用して、どのような手口があるか話し合うなど、家族全体で被害に遭わないように注意しましょう。
- ③携帯電話などを使用しながら、ATMを操作している高齢者を見かけたら、詐欺の被害を疑い、声を掛けましょう。



◇住宅対象侵入盗の被害防止～窓からの侵入が多発～

- ①年末年始は、帰省・買物などで家を留守にする機会が多くなります。短時間でも玄関・窓の力加けを徹底するとともに、長期留守にするときは、近所に声をかけるなど、空き巣への地域の目を強化しましょう。
- ②日の入り前となり、夕方や夜間の留守が外からもわかるようになります。タイマー式の室内灯をつけるなどして留守をさとられない工夫をしましょう。
- ③自分の家も狙われているという意識を持ち、窓に補助錠や警報機などを付け、家の防犯性能を向上させましょう。

◇自動車盗の被害防止～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でも力加けをしましょう。
- ②ハンドルロック器具や警報機など複数の盗難防止機器を組み合わせて活用しましょう。
- ③スマートキーから常時発信している微弱な電波を悪用した「リレーアタック」を防止するため、電波を遮断する金属缶などに力加けを保管しましょう。



◇ひったくりの被害防止～被害者の大半が女性～

- ①「ひったくり防止3B+N作戦」を実践して、バッグ(かばん)、バック(後ろ)、バイク(オートバイ・自転車)【3つのB】に注意し、さらに自転車に乗るときは、前かごに防犯ネット【N】をつけるようにしましょう。
- ②かばんは車道と反対側につっかりと持ち、なるべく人通りの多い明るい道を歩くようにしましょう。
- ③注意力が散漫になる携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩く「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。

2020 年末号 交通安全・生活安全ニュース

令和2年度 年末の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

ア 年末の交通安全市民運動

期間：令和2年12月1日(火)～10日(木)までの10日間

重点事項：夕暮れ時・夜間の交通安全、子どもを始めとする歩行者の交通安全、高齢運転者の交通安全、自転車の安全利用促進

イ 飲酒運転根絶強化月間

期間：令和2年12月1日(火)～31日(木)までの1か月間

重点事項：飲酒運転の根絶
マナーアップなごや なくそう交通事故～広めよう 交通安全スリーS運動～

(3) 主要実施事項

ア 年末の交通安全市民運動

◇夕暮れ時・夜間の交通安全～自動車も自転車も早めのライト点灯～

- ①ドライバークラスも自転車利用者も、夕暮れ時にはライトを早めに点灯しましょう。
- ②歩行者や自転車利用者は、夕方や夜間に出る際は、ドライバークラスからよく見えるように、明るく目立つ色の服や反射材を着用しましょう。



◇子どもを始めとする歩行者の交通安全～横断歩道を利用しましょう～

- ①歩行者は、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、標守を守るなど、交通ルールを守りましょう。
- ②ドライバークラスは、子どもや高齢者等を見かけたら速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践しましょう。また、横断歩道で歩行者を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践した運転を行いましょう。

◇高齢運転者の交通安全～加齢に伴う身体機能の変化を自覚しましょう～

- ①加齢に伴う身体機能の低下が運転などに及ぼす影響を踏まえ、高齢者の運転や運転免許の自主返納について話し合しましょう。
- ②後付けのペダル踏み間違い時加速抑制装置やセーフティ・サポーターカーSの利用を推進しましょう。

◇自転車の安全利用促進～自転車を利用するときはヘルメットを着用～

- ①自転車安全利用五則を周知徹底しましょう。
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行く
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用
- ②高齢者も、ヘルメットを着用しましょう。
- ③自転車損害賠償保険等へ加入しましょう。(損害保険の保証期間は、原則1年)

イ 飲酒運転根絶強化月間

◇飲酒運転の根絶～飲酒運転は悪質な犯罪～

①「飲酒運転(し)ない運動」を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた車両の飲酒運転の根絶を図りましょう。

飲酒運転四(し)ない・・・運転するな、飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすめない、飲んだら人に運転させない

- ②飲酒した場合には絶対に運転をしないことを確認しましょう。
- ③飲酒をせずに運転することをお勧めし、あらかじめ決めておく「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。

名古屋市 名古屋市民会館 名古屋市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508) 編集 スポーツ 電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,300部 通番57号